

# 一般社団法人日本障害者乗馬協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

- 第1条 当法人は、一般社団法人 日本障がい者乗馬協会と称する。  
2 当法人の略称を J R A D とする。

(事務所)

- 第2条 当法人は、主たる事務所を 東京都港区 に置く。

(目的)

- 第3条 当法人は、障がい者の社会参加と相互理解を深めるために、乗馬を通じて機能回復及び健康維持を図り、障がい者乗馬及び障がい者馬術を推進することを目的とする。

(事業)

- 第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。
- (1) 障がい者乗馬の向上と発展に関する事項
  - (2) 障がい者乗馬に関する研究開発・資料収集と情報提供や普及に関する事項
  - (3) 障がい者乗馬に携わる人材の育成及び各種資格の認定に関する事項
  - (4) 障がい者の乗馬活動に適した馬匹・馬具の開発に関する事項
  - (5) 世界選手権並びにパラリンピックの日本代表人馬の選出に関する事項
  - (6) 競技馬及び選手の登録
  - (7) 障がい者乗馬大会等の開催及び内外の各乗馬大会への参加に関する事項
  - (8) 財団法人日本障がい者スポーツ協会等の他団体との加盟に関する事項
  - (9) 会員の交流・情報交換に関する事項
  - (10) 乗馬関係団体と協調・協力関係を維持する事項
  - (11) その他当法人の目的達成に必要な事項

(公告方法)

- 第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

- 第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

## 第2章 会 員

### (会 員)

第 7 条 当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同した障がい者乗馬を行っている法人及び代表者の定めのある団体並びにこれから障がい者乗馬を行なおうとする法人及び代表者の定めのある団体
- (2) 準会員
  - ① 一般個人会員 当法人の目的に賛同し、当法人の活動を支援する個人
  - ② 選手個人会員 当法人の目的に賛同し、当法人の選手として登録を行なう選手個人
  - ③ 賛助会員 当法人の目的に賛同し、当法人の活動を支援する法人及び団体、個人

### (入 会)

- 第 8 条 正会員、になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を得なければならない。
- 2 名誉会員に推薦され社員総会で承認を得た者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって名誉会員になるものとする。
  - 3 準会員については、入金を持って承認とする。

### (入会金及び会費)

第 9 条 正会員、準会員は社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (退 会)

第 10 条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、いつでも退会することができる。

### (除 名)

- 第 11 条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき
  - (2) 当法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき

- (3) その他の正当な事由があるとき
- 2 前項の場合、当該会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失)

第12条 会員は次の各号の一に該当する場合には、会員たる資格を失う。

- (1) 会費の納入が正当な理由なくして1年以上なされず、催告後3ヶ月以内に納入がなされなかったとき
- (2) 退会の申し出があったとき
- (3) 総社員の同意があったとき
- (4) 会員が死亡、又は解散したとき
- (5) 除名されたとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前条の規定により資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

## 第3章 社員総会

(種類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

(構成及び権限)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成し、法令及び定款で定めた事項に限り決議する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 定時社員総会は、理事会の決議により、会長がこれを招集する。

2 会長は、必要がある場合には、理事会の決議を経て、臨時社員総会を招集することができる。

3 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

4 社員総会の招集は、社員総会の日1週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を社員に通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない社員が、書面又は電磁的方法により議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故等による支障があるときは、出席社員のうちから社員総会の決議により選任する。

(定足数)

第19条 社員総会は、総社員の過半数の出席者がなければ開催することができない。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席社員の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第21条 社員が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当法人の会員1名であることを要する。

2 前項の場合には、社員又は代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

## 第4章 役員等

(種類、定数及び選任)

第23条 当法人に、次の役員等を置く。

会長	1名
副会長	1名
理事長	1名
理事	3名以上
監事	1名以上

- 2 理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。
- 3 会長、副会長及び理事長は、理事会の決議によって、理事のうちから定める。
- 4 当法人に、顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は、会長が推薦し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(職務・権限)

第24条 会長をもって、一般法人法上の代表理事とし、当法人を代表し、業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、業務を執行し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事長は、会長及び副会長を補佐し、業務を執行し、会長及び副会長に事故あるとき又は会長及び副会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 5 顧問は、当法人の重要事項につき、意見を述べることができる。
- 6 相談役は、当法人の運営に関して、会長の相談に応じ、意見を述べることができる。
- 7 会長、副会長、及び理事長は、毎事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任されたものの任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の現任理事の任期の満了する時までとする。

5 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第26条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議によって行わなければならない。

(報酬等)

第27条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第5章 理事会

(構成、招集及び議長)

第28条 理事会は、すべての理事で組織し、会長が招集する。

2 理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 理事会の招集は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

5 理事会の議長は、会長とする。ただし、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がこれにあたる。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び理事長の選定及び解職

(定足数)

第30条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第31条 理事会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、当該理事会に出席した会長及び監事は、これに署名し、又は記名押印する。

。

## 第6章 基金

(基金の拠出)

第33条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第34条 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した日まで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第35条 基金の返還の手続きについては、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

(代替基金の積立)

第36条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 当法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 助成金及び寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第38条 当法人の資産は、会長が管理し、管理方法は、理事会の承認を得て、会長が定める。

(経費)

第39条 当法人の経費は、資産をもってこれにあてる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会に報告をするものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項に規程にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議に基づき予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後に、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録及びキャッシュフロー計算書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時社員総会において承認を得るものとする。

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(剰余金の分配の禁止)

第43条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

(解散)

第45条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 合併（合併により本会が消滅する場合に限る。）
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 解散を命ずる裁判

2 前項第1号の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議による。

(残余財産の帰属)

第46条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げ法人に寄付するものとする。

## 第9章 事務局

(事務局)

第47条 当法人の事務を処理するため、会長は、理事会の承認を得て、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長及び若干名の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び職員の任免は、理事会の承認を得て、会長が行なう。
- 4 事務局長は、理事をもって充てることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の承認を経て、会長が定める。

## 第10章 雑則

(委任)

第48条 当法人の運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

(定義)

第49条 この定款における乗馬とは、馬取扱を含む馬に関する一切をいうものとする。

## 附則

(最初の事業年度)

第50条 当法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、当法人の設立の日から平成22年3月31日までとする。

以下削除

(設立時役員)

第51条 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事 渡辺 廣人

設立時理事 三木 則夫

設立時理事 樹神 俊春

設立時理事 滝本 眞弓

設立時理事 瀬戸 年美

設立時理事 齊藤 速人

設立時理事 瀬川 幸義

設立時理事 浅川 信正

設立時監事 渡部 竜馬

(設立時社員の氏名又は名称、住所)

第52条 当法人の設立時社員の氏名又は名称、住所は、次のとおりとする。

一般財団法人明石乗馬協会

兵庫県明石市大久保町松陰1126番地の47

代表理事 三木 則 夫

株式会社サイトウ乗馬苑

千葉県成田市荒海1039番地

代表取締役 齊藤 速 人

株式会社エル・ランチョ・グランデ

大分県玖珠郡九重町大字田野字鳴川1726番地の320

代表取締役 瀬戸 年 美

特定非営利活動法人五色ホースクラブ

兵庫県洲本市五色町鮎原三野畑597番地

理事 滝本 眞 弓

株式会社かなぎ

島根県浜田市金城町久佐イ1390番地8

代表取締役 瀬川 幸 義

(法令の準拠)

第53条 この定款に規定のない事項は、法令の定めるところによる。